

## いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、地震の発生時における通学路等での人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、通学路等に面するブロック塀等の撤去又は改修を行う者に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路等 通学路、市長が別に定める津波避難道路及び市長が特に危険と認める道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造その他の組積造の塀、門柱又は土留めであって、道路面からの高さが60センチメートルを超えるものをいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全部又は一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の撤去を行った部分に軽量フェンス又は生垣を設置することをいう。
- (5) 生垣 樹木を1メートル当たり2本以上の間隔で植栽した垣をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 通学路等に面して設置されたブロック塀等を所有している者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) ブロック塀等の撤去又は改修を行う部分について、国、県又は市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体等、再資源化等を実施することができる者

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業の内

容は、別表に定めるとおりとする。

(着手の時期等)

第5条 補助対象者は、第8条の規定による補助金の交付の決定前に補助事業に着手してはならない。

2 補助事業は、着手した日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、一団の土地に設置されたブロック塀等につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上で工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改修を行うブロック塀等の配置図（撤去又は改修するブロック塀等を赤色で明示し、延長を記載したもの）
- (3) 撤去又は改修を行うブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 撤去又は改修を行うブロック塀等の状況がわかる写真
- (5) 補助事業を行う事業者が発行した見積書（自ら補助事業を行う場合は、処分費、材料費等の額がわかる見積書等）又はその写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、いすみ市ブロック塀等改修促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提

出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、いすみ市ブロック塀等改修促進事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、いすみ市ブロック塀等改修促進事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）撤去又は改修を行ったブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等

（2）着手前及び完了後の全景がわかる写真（市長がやむを得ないと認めるときは、つなぎ写真）

（3）補助事業を行った事業者が発行した請求書及び領収書（自ら補助事業を行った場合は、処分費、材料費等の実費がわかる書類）の写し

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにいすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、同条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

補助事業	補助事業の内容	補助金の額
撤去事業	通学路等に面したブロック塀等を撤去し、道路面からの高さを60センチメートル以下とする事業又は道路面からの高さが60センチメートルを超える鉄筋コンクリート造等の強固な基礎上のブロック塀等の全部を取り除く事業	撤去するブロック塀等の面積に1平方メートル当たり12,000円を乗じた額に4分の3を乗じて得た額と補助事業に要した費用に4分の3を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、その額が75万円を超える場合は、75万円とする。

備考

- 1 撤去するブロック塀等の面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、小数第2位以下を切り捨てるものとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業に要した費用の額は、補助事業を行った事業者との契約による額とする。ただし、自ら補助事業を行った場合は、処分費、材料費等の実費に相当する額とする。

様式第1号（第7条関係）

いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

次のとおり補助事業を実施したいので、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

なお、私に係る市税等の納付の状況について、市が必要に応じて調査又は照会を行うことに同意します。

ブロック塀等の所在地	いすみ市
事業費	円
補助金交付申請額	円
補助事業実施（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業の施工業者	名 称 住 所 電話番号
補助事業の概要	・撤去事業の概要  ・改修事業の概要
添付書類	(1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上で工事区域を赤色で明示したもの） (2) 撤去又は改修を行うブロック塀等の配置図（撤去又は改修するブロック塀等を赤色で明示し、延長を記載したもの） (3) 撤去又は改修を行うブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等 (4) 撤去又は改修を行うブロック塀等の状況がわかる写真 (5) 施行事業者が発行した見積書（自ら補助事業を行う場合は、処分費、材料費等の額がわかる見積書等）又はその写し (6) その他市長が必要と認める書類

※ 改修事業により設置する軽量フェンス又は生垣は、長期にわたり適正な維持管理に努めます。

※ 建築基準法第42条第2項の適用を受ける道路に面する部分は、道路後退線より敷地側に塀等を設置します。

様式第2号（第8条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業に係る補助金の交付については、次のとおり決定したので、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

決 定 の 内 容	交 付 ・ 不 交 付
ブロック塀等の所在地	いすみ市
補助金交付決定額	円
交 付 の 条 件	

様式第3号（第9条関係）

いすみ市ブロック塀等改修促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、申請します。

ブロック塀等の所在地	いすみ市
変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	補助金の交付の申請時に添付した書類のうち、変更が生じたもの（変更前後の状況を明示したものに限り。）

様式第4号（第9条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ブロック塀等改修促進事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、承認（不承認）としたので、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

ブロック塀等の所在地	いすみ市
承認の内容	
補助金交付決定額	変更前 円 変更後 円
不承認の理由	
備考	



様式第5号（第10条関係）

いすみ市ブロック塀等改修促進事業実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業については完了したので、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

ブロック塀等の所在地	いすみ市
補助事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 撤去又は改修を行ったブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等 (2) 着手前及び完了後の全景がわかる写真（市長がやむを得ないと認めるときは、つなぎ写真） (3) 補助事業を施工した事業者が発行した請求書及び領収書（自ら補助事業を行った場合は、処分費、材料費等の実費がわかる書類）の写し (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

達第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金については、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、次のとおり通知します。

ブロック塀等の 所在地	いすみ市
補助金交付確定額	円

様式第7号（第12条関係）

いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

年 月 日付け 達第 号で交付確定された補助金について、いすみ市ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

ブロック塀等の 所 在 地	いすみ市
補助金交付請求額	円